

《成人》 継続サービス利用（モニタリング）について ※令和4年度4月支給決定基準 P.48参照

継続サービス利用支援（モニタリング）の期間については、計画作成を担当する相談支援専門員からの提案を踏まえ、関係省令や通知等を踏まえたうえでまとめた次に示す標準的な考え方も勘案し、適切に決定するものとする。

国分寺市におけるモニタリング期間に関する標準的な考え方

	期間	対象者（サービス併用時は短い方とする）
1	毎月	①支給決定又は支給決定の変更により、生活状況（サービスの種類、内容又は量）に著しく変動があった者（ただし、利用開始時から原則として3ヶ月間） ②障害者施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ③単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難であり、毎月の連絡調整が必要である者（施設入所支援・療養介護・重度障害者等包括支援を除く）
2	3ヶ月に1回	①居宅介護、②重度訪問介護、③行動援護、④同行援護、⑤自立訓練（機能訓練）、⑥自立訓練（生活訓練）、⑦就労移行支援、⑧就労定着支援、⑨自立生活援助、⑩日中サービス支援型共同生活援助、⑪①～⑩以外のサービス利用者の内、介護保険を利用していない65歳以上の者（3の⑦～⑩を除く）⑫障害者施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行った者で、引き続き一定の支援が必要である者 ⑬利用する指定障害福祉サービス事業者等の頻繁な変更やそのおそれのある者
3	6ヶ月に1回	①生活介護、②共同生活援助（日中サービス支援型を除く）、③就労継続支援A型、④就労継続支援B型、⑤地域移行支援、⑥地域定着支援、⑦障害者支援施設、⑧のぞみの園、⑨療養介護、⑩重度障害者等包括支援、⑪短期入所のみの各利用者。ただし、1・2に掲げるものを除く

※重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者が当該サービスの実施状況の把握を行うこととされているため、原則として、支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施。

※訓練等給付において暫定支給決定のある場合には、暫定支給決定期間の終期までにモニタリングを実施するものとする。

《児童》 国分寺市におけるモニタリング期間に関する標準的な考え方 ※令和4年度4月支給決定基準 P.60参照

	期間	対象者（サービス併用時は短い方とする）
1	毎月	①障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ②同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 ③通所給付決定又は通所給付決定の変更により、生活状況（サービスの種類、内容又は量）に著しく変動があった者（ただし、利用開始時から原則として3ヶ月間に限る）
2	3ヶ月に1回	①障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行った者で、引き続き一定の支援が必要である者 ②利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者 ③学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者 ④就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
3	6ヶ月に1回	①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④居宅訪問型児童発達支援、⑤保育所等訪問支援